

区域区分及び地域地区の証明申請における添付書類等について

令和8年3月改訂

【連絡先】

☎520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所 本館3階 都市計画部 都市計画課
 TEL077-528-2770 Fax077-527-1028 窓口対応時間 9:00～17:00

【標準処理期間、手数料等】

■特に問題がない場合、申請していただいてから交付までの標準処理期間は次のとおりです。

申請地が単一用途地域等であることが明らかである場合の当該用途地域等の証明	当日～1日程度
申請地が区域区分又は地域地区の境界に近接し、当該境界をまたぐ可能性があり、 当該境界が地番界以外である場合の当該境界の証明	1～2週間程度
当該境界が地番界である場合の当該境界の証明	2～3週間程度

■処理が完了しましたら、申請用紙下部に記載されている連絡先に電話します。なお、交付の連絡後、1年を経過しても受領されない場合、当該証明は廃棄処分とします。

■手続きには**手数料300円**が必要です。証明受領時にお支払いください。

【申請用紙及び添付書類】

■申請用紙及び添付書類は**下記のとおり**（申請地が単一用途地域等であることが明らかである場合はそれぞれ1部）とすること
 ※証明に副本を添付して交付します。

書類	注意事項チェック欄
1 申請用紙 (2部)	<input type="checkbox"/> どなたでも申請いただけます（申請者は土地・建物の所有者に限りません） <input type="checkbox"/> 申請用紙はA4サイズとすること <input type="checkbox"/> 区域区分、用途地域、用途地域以外の地域地区のいずれかにチェック（ <input checked="" type="checkbox"/> ）するとともに、用途地域以外の地域地区にチェックした場合は、都市計画法第8条各号に規定する地域、地区又は街区名を（ ）内に記入すること <input type="checkbox"/> 証明の位置には住居表示ではなく、 地名地番を記載 すること ※境界が地番界でなく、申請地番が複数ある場合、 <u>〇〇番ほか</u> と記入しても構いません <input type="checkbox"/> 担当者連絡先には必ず連絡のとれる連絡先電話番号を記入すること
2 委任状（任意様式） (2部)	<input type="checkbox"/> 代理人が申請・受領・訂正する場合は必要
3 位置図 (2部)	<input type="checkbox"/> <u>1/2,500</u> 程度で申請地の位置を 赤で明示 した図とすること <input type="checkbox"/> 北の方角が上である図とすること ※都市計画課で市域図（1/2,500、A3）を150円で購入可、10円でコピー可 <input type="checkbox"/> 市域図以外の 地図をコピー等により利用する場合は、正当に権利を取得されたものであること ※例えば、「ゼンリン住宅地図」を利用する場合は、①正本の地図コピーに「複製許諾証」を貼付するか、②「著作権表示及び許諾番号」を表示するとともに（株）ゼンリンが発行する「利用申請結果通知書」の写しを添付
4 現況測量図等 (2部) （申請地が単一用途地域等であることが明らかである場合、境界が地番界である場合は不要）	<input type="checkbox"/> 縮尺は（ <u>1/200、1/250、1/300、1/400、1/500、1/600、1/1,000</u> ）に限る。 （ 縮尺が正確であること ） <input type="checkbox"/> 申請地を 赤で囲むこと ※ <u>囲んだ内側を塗りつぶさないで下さい</u> <input type="checkbox"/> 方位が明記されていること。 <input type="checkbox"/> 申請地周辺の状況を明記 すること ※ 裏面参照 <ul style="list-style-type: none"> ・図面に敷地の辺長（距離）や道路幅員等の寸法を記入すること ・擁壁、側溝等の構造物、道路対面の道路境界線、電信柱、マンホールの位置等も記載のこと ・住宅が密集していたり、長屋を解体して建築したりする場合、交差点にある敷地の角（角地）から申請地までの距離を記入すること ・申請地が農地等で、道路、里道、河川等から離れている場合（申請地周辺が地形的に何も変化がない土地）は、道路、里道、河川からの距離を記入すること ※現況測量図が現況の形態と異なる場合は受付できません ※申請地周辺の状況がはっきりしている場合（開発区域や道路位置指定の宅地等）は法務局の地積測量図でも構いません ※適当な図面をお持ちでないときは、建設部路政課（本館4階）で写しを交付する道路台帳図（参考図）で申請地周辺の状況を確認できる場合、これを利用可
5 その他の資料 (1部)	<input type="checkbox"/> 境界が地番界等である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面（公図）の写し（直近3か月以内） ・申請地及び申請地周辺の土地の登記簿謄本の写し（登記事項要約書は不可）（直近3か月以内） 境界の決定時期により閉鎖された登記簿謄本の写しの提出を求める場合があります <input type="checkbox"/> 次の区域等に関する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第29条に規定する開発行為の区域＝確定測量後の区画割図 ・道路位置指定を受けた区域＝確定測量図 ・土地区画整理法第76条の許可を受けた区域＝画地確定図 <input type="checkbox"/> 官地（河川、公道、里道（赤線）、水路（青線）等）が申請地の周辺及び申請地内にあり、既に官地境界が確定している場合（なるべく添付すること） <ul style="list-style-type: none"> ・官民境界確定協議書等の証明文書の写し <input type="checkbox"/> その他、添付を求められた場合 <ul style="list-style-type: none"> ・地積測量図 ・現地の写真

【郵送で申請する場合】

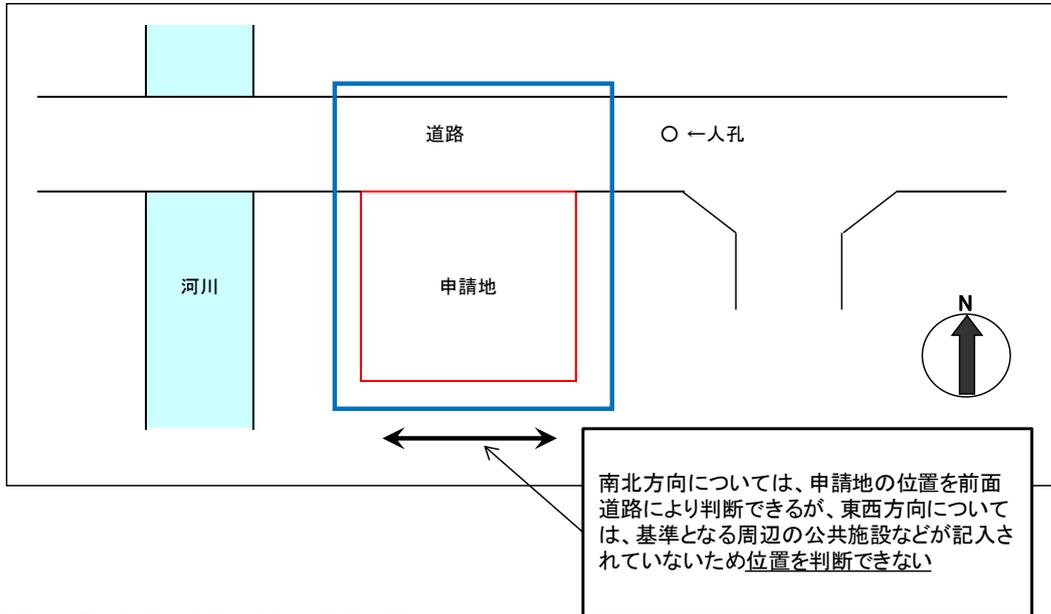
■郵送で申請する場合は、申請用紙及び添付書類とともに、以下を同封してください。

- ・郵便小為替 300 円分（手数料分）（郵便局でお求めください。）
- ・レターパック（切手を貼付した返信用封筒等でも可）

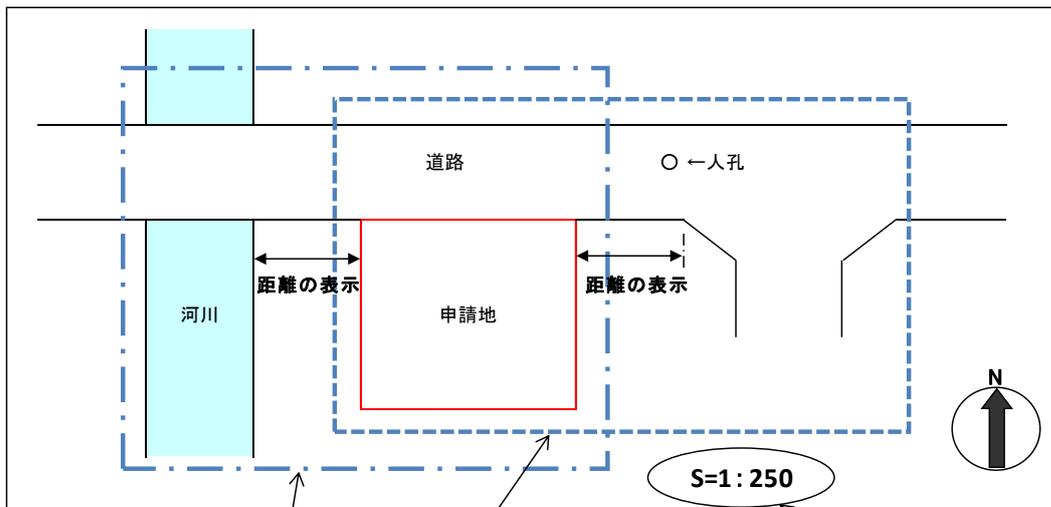
※郵送で申請する場合は、事前にメールで申請書類一式の内容を確認します。都市計画課へお問い合わせください。
(otsu1303@city.otsu.lg.jp)

【現況測量図作成例】

①明示することが困難又は不可能な現況図



②明示することが可能と考えられる現況図



申請地及び周辺の道路(道路線形、隅切り)、河川、人孔等の公共施設などが明記されているため申請地の位置を判断することが可能

必ず縮尺の合った図面を用意の上、図面の縮尺を記入してください